
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討

本資料の目的

1. 時価の定義及びガイダンスに関しては、国際的な会計基準との整合性を確保する観点から、まずは IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）における時価の定義及びガイダンスに関する内容のうち開発する新基準の範囲に含まれる内容をすべて取り入れることとし、そのうえで実務に配慮することが考えられる項目がある場合には、別途の取扱いの定めを設ける等、当該項目への対応について追加的に検討することとしている。
2. 本資料では、IFRS 第 13 号の内容に加え、実務に配慮することが考えられる項目について審議を行うことを目的としており、第 389 回企業会計基準委員会（2018 年 7 月 24 日開催）及び第 131 回金融商品専門委員会（2018 年 7 月 27 日開催）における審議で聞かれた意見を踏まえ、資料を修正しており、ご意見をお伺いしたい。

検討すべき項目

3. 今回の審議にあたっては、これまでの審議において聞かれた以下の項目について検討を行う。
 - (1) その他有価証券の時価としての期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額（以下「月中平均価額」という。）の使用
 - (2) 第三者から入手した価格を利用する際の評価

ディスカッション・ポイント

第 3 項に挙げた項目の他に、時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目があれば、ご意見を頂きたい。

その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用

(第 131 回金融商品専門委員会及び第 389 回企業会計基準委員会において提示した分析並びに提案)

現行の日本基準

4. その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされている。ただし、継続して適用することを条件として、株式、債券等の有価証券の種類ごとに、月中平均価額（原則として期末日以前 1 か月の各日の終値又は気配値の単純平均値）を用いることもできるとされている¹（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）（注 7）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 75 項）。

この点、その他有価証券は直ちに売却することを目的としているものではないことに鑑みると、その他有価証券に付すべき時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、月中平均価額をもって期末の時価とする方法を継続して適用することも認められると考えられるとされている（金融商品会計基準第 76 項）。

5. また、その他有価証券の時価として月中平均価額を用いる場合、その他有価証券の減損処理に用いる時価については、期末日の時価又は月中平均価額の選択適用が認められるとされている（日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品会計に関する Q & A」（以下「金融商品 Q & A」という。） Q32、別紙参照）。
6. さらに、その他有価証券の時価として月中平均価額を用いる場合、原則として期末前 1 か月の平均相場により外貨建その他有価証券を換算するが、継続適用を条件に決算時の直物為替相場により換算することができるとされている（日本公認会計士協会 会計制度委員会第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨建取引実務指針」という。）第 11 項なお書き）。

IFRS 第 13 号における取扱いとの相違

7. IFRS 第 13 号では、公正価値は、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うで

¹ また、開示される金融商品の時価についても、月中平均価額を用いることができるとされている（企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 26 項）。

あろう価格」と定義されており、測定日時点の価格であると定義されている²。

8. 日本基準におけるその他有価証券の決算時の時価については、継続して適用することを条件に、月中平均価額を用いることができるとされ、期末日時点のものではない価格を使用することが認められているため、当該月中平均価額は IFRS 第 13 号における公正価値の定義を満たさないと考えられる。

アウトリーチで聞かれた意見

9. 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合における影響等を把握するため財務諸表作成者に対して実施したアウトリーチにおいて、その他有価証券の時価としての月中平均価額に関して聞かれた主な意見は、次のとおりである。

- (1) その他有価証券に区分される上場株式について、月中平均価額を用いているため、時価が従来と異なる可能性がある。(銀行、保険)
- (2) 外貨建その他有価証券について、減損基準に使用する為替相場について月中平均を参照し算出している会社もあり、その場合、減損基準に使用する為替相場に差異が生じる可能性がある。(保険)
- (3) その他有価証券に区分される上場株式における月中平均価額が使用できない場合には、有価証券の時価変動に伴う純資産のボラティリティが高まり、期中において予測が困難になる。また、有価証券の時価が下落し減損基準の近辺にある場合、期末日まで減損の要否が確定せず、経営管理に影響がある可能性がある。(銀行)
- (4) その他有価証券(特に上場株式)の時価として月中平均価額の使用や、減損基準として期末日前 1 か月の平均為替相場の使用が認められなくなる場合には、財務数値に与える影響の変動が大きく、株式等に対する投資行動に影響を与える可能性があると考えられる。(保険)

これまでの審議で聞かれた意見

10. これまでの審議において、その他有価証券の時価としての月中平均価額に関して聞かれた主な意見は、次のとおりである。

- (1) その他有価証券について、時価として月中平均価額を使用する実務の影響としては、貸借対照表上の測定と株式の減損の 2 つがあると考えられるが、仮に IFRS 第

² 従前の IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における公正価値の定義においては、資産の交換又は負債の決済が行われるのが測定日であるのか他の日であるのか明示されていないという問題があると識別されていたため、IFRS 第 13 号では、測定日時点を明示するよう公正価値が定義されている (IFRS 第 13 号 BC30 項)。

9号の規定をそのまま日本に導入する場合は、株式の減損は不要となる。

(2) 作成者の間でも、月中平均価額ではなく、期末日時点の時価を貸借対照表価額とすることには比較的抵抗が少ない可能性があると考えられるが、損益に影響する減損の判定に際して、期末日時点の時価を用いることについては、納得感がない可能性があると考えられる。

(3) 現行の日本基準におけるその他有価証券の時価評価における月中平均価額の使用については、貸借対照表価額のみならず、減損判定方法や外貨換算方法にも影響があり、公正価値測定の基準開発においてのみ検討されるものではないと考えられる。

分析

11. その他有価証券の時価としての月中平均価額は、IFRS 第 13 号の公正価値の定義における測定日時点の価格ではないため、新基準で IFRS 第 13 号と同様の定義を定めた場合には、それと整合しないこととなる。
12. アウトリーチやこれまでの審議において、その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用については、その他有価証券の減損処理にも影響があるとの意見が聞かれ、公正価値測定の基準開発において検討すべきものではないとの意見が聞かれている。
13. この点、まず、その他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価については、本検討の対象範囲である。そのうえで、減損処理に用いる時価は、「その他有価証券の時価として月中平均価額を用いる場合、その他有価証券の減損処理に用いる時価については、期末日の時価又は月中平均価額の選択適用が認められる。」とされていることを踏まえると、その他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価について、仮に月中平均価額の使用を認めないとした場合、減損処理に用いる時価についても、月中平均価額を用いる根拠がなくなるため、第 11 項と同様になると考えられる。
14. なお、仮に金融商品会計の開発に着手する場合で、IFRS 第 9 号の資本性金融商品に対する投資に関する測定を取り入れる場合、FVPL か FVOCI ノンリサイクリング処理となり、減損処理が求められなくなるため、現時点で減損処理に用いる時価を変更するかどうか（金融商品会計の検討の結果を待つか）については、論点になり得ると考えられる。
15. この点、当委員会は、かねてより、その他の包括利益のノンリサイクリング処理は、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性を低下させると考え、強く反対してき

ていること³を踏まえると、仮に金融商品会計の開発に着手した場合でも、前項のようなその他の包括利益のノンリサイクリング処理を認める処理を採用するとは限らない。よって、金融商品会計の結果を待つ必要性は乏しいと考えられるがどうか。

(第 131 回金融商品専門委員会及び第 389 回企業会計基準委員会において聞かれた意見)

16. 第 131 回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれている。

- (1) 月中平均価額が IFRS 第 13 号の公正価値の定義を満たさないという点は理解できるが、第 4 項における短期的な価格変動に関する記載のとおり、その他有価証券の期末評価や減損判定に月中平均価額を用いるとの考え方は否定されるものではない。また、平均相場による換算については、金融商品会計基準というよりは、外貨建取引等の会計処理の論点である。
- (2) 株式の時価について、原則としては、期末日の時価であるとしても、実務上の便法として月中平均価額も認めるべきである。また、今後の検討の材料として、どのような企業が実際に月中平均価額を用いているか、また月中平均価額を用いている企業がその属する業種内に占める割合はどのくらいかなどについて調査することが考えられる。
- (3) 時価について IFRS 第 13 号との整合性を図ることを前提とすると、期末評価として月中平均価額を用いることができない点は理解できるが、減損判定に用いる時価については、減損判定の考え方にもよるところがあり、金融商品会計の見直しの議論において別途検討すべきである。
- (4) 貸借対照表価額を期末日時点の時価とするのであれば、減損処理で使用する価額もこれに整合させることが考えられる。また、その他の包括利益のノンリサイクリングに対する ASBJ の立場を鑑みれば、今回の検討で月中平均価額の使用の可否を検討することも考えられる。

17. 第 389 回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれている。

- (1) その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用については、現行の日本基準にある規定であり、例えば、財務諸表利用者から比較可能性に問題が生じているとの強い意見があるのであれば納得感があるかも知れないが、IFRS 第 13 号と整合的

³ 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）における企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」において、その他の包括利益のノンリサイクリング処理は、「削除又は修正」が行われている。

でないという理由のみで廃止することには反対であり、当面の間は、月中平均価額の使用を認めるとの方向性で検討すべきである。

(2) 企業のファンダメンタルズに関係ない外部的な要因で期末日の株価が急落するようなケースを財務報告に反映することがよいものであるとはいえ、月中平均価額の使用は財務報告における適切性の観点から劣っているものであるとは考えられないため、月中平均価額の選択適用を認めることがよい。

(3) 測定日の価格を時価評価に用いることを原則としつつ、特殊な事情等がありうることを勘案して、例外的に月中平均価額の使用を認めてもよいと考えられる。

(今回の追加的な分析及び提案)

18. 第 389 回企業会計基準委員会及び第 131 回金融商品専門委員会の審議では、月中平均価額は、IFRS 第 13 号における公正価値の定義を満たさないものの、現行の日本基準と同様に、その他有価証券に対する月中平均価額の使用を例外的に認めるべきであるとの意見が聞かれた一方、時価について IFRS 第 13 号との整合性を図ることを前提とするならば、その他有価証券に対する月中平均価額の使用が認められないことは理解できるとの意見も聞かれている。
19. なお、第 16 項(2)の聞かれた意見に対しては、我が国の上場企業におけるその他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価としての月中平均価額の使用は、次のとおりであり⁴、金融・保険業に多くみられるものの、その他の業種への広がりは限定的である。

業種	月中平均価額の 使用上場企業数	上場企業数	上場企業の 使用割合	備考
建設業	4	167	2.4%	
製造業	34	1,462	2.3%	※2
運輸・情報通信業	6	532	1.1%	
商業	12	672	1.8%	※1、※2
金融・保険業	27	177	15.3%	※1、※2
不動産業	2	125	1.6%	

⁴ EDINET で 2017 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日までに提出された有価証券報告書のうち、月中平均価額を使用している企業を抽出し、上場企業（企業グループ）を基礎として集計している。また、業種は証券コード協議会の大分類を使用している。

なお、上場企業及び保険相互会社において、その他有価証券の減損処理について月中平均価額を用いていることを開示しているのは 1 社、その他有価証券の換算において期末前 1 か月の平均相場を使用していることを開示しているのは 1 社であった。

業種	月中平均価額の 使用上場企業数	上場企業数	上場企業の 使用割合	備考
サービス業	4	426	0.9%	
その他の業種合計	1	42	2.4%	
総計	90	3,603	2.5%	

※1：EDINET で抽出した月中平均価額を使用している非上場企業（上場企業の連結子会社を含む。）は、上表に含めていない。また、保険相互会社についても、月中平均価額を使用している企業があるが、上表に含めていない。

※2：IFRS 任意適用企業で個別財務諸表にのみ月中平均価額を使用している企業も上表に含めている。

20. まず、その他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価については、第4項のとおり、現行の日本基準において、その他有価証券の時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、例外的に月中平均価額の選択が認められているが、月中平均価額はIFRS第13号の公正価値の定義と合致しないため、この使用を認める場合には、国際的な会計基準との整合性が図られないこととなると考えられ、また、財務諸表の比較可能性を損なわせる可能性があると考えられる。

21. なお、現行の日本基準における外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場については、決算時の時価として月中平均価額を用いる場合に、期末前1か月間の平均相場と決算時の直物為替相場の選択適用が認められている。この点、外貨建取引実務指針の結論の背景において、決算時の時価として月中平均価額を用いることは、その他有価証券に係る時価変動の影響を緩和する観点から認められたものであると考えられるため、決算時の時価として月中平均価額を用いる場合には原則として期末前1か月間の平均相場により換算することとしたとされている（外貨建取引実務指針第55項）⁵。

そのため、その他有価証券の貸借対照表価額について月中平均価額を用いることを認めない場合には、外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前1か月間の平均相場の使用も認めないことが考えられる。

22. 次に、現行の日本基準におけるその他有価証券の減損処理は、その他有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き求められる

⁵ また、現行の日本基準において、金融商品の換算に用いる決算時の直物為替相場として、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができるとされている（「外貨建取引等会計処理基準注解」（注8））。これについては、無条件に認められているのではなく、決算日前後の為替相場の変動状況から判断して、決算日の直物為替相場が異常と認められる場合にのみ認められるとされている（外貨建取引実務指針第11項）。

ものであるが、この考え方は、取得原価評価における時価の下落等に対する対応方法として妥当であるとされている（金融商品会計基準第 20 項及び第 83 項）。

ここで、減損処理においては、時価のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の銘柄の時価が取得原価に比べて 50%程度以上下落した場合には、「著しく下落した」ときに該当するとされ、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行うこととされている。それ以外の場合には、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とするかどうかを判断することとされている（金融商品実務指針第 91 項）。

23. 前項の著しく下落したときに用いられる時価は時価のある有価証券に対する減損判定のための 1 つのトリガーであり、企業によって「著しく下落した」ときの合理的な基準を設けることを認めているため、月中平均価額を「著しく下落した」ときの判定に使用することは、減損判定の趣旨を歪めるものでない場合は、直接的に否定されるものではないと考えられる。
24. 一方、金融商品会計基準では、「時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」とされており、仮に減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めた場合であっても、減損損失の算定は期末日における新基準に基づく時価によることとなる。両者が整合しないことについてどう考えるか。

ディスカッション・ポイント

以下の点について、ご意見をいただきたい。

- その他有価証券の貸借対照表価額については月中平均価額を用いることを認めないこととし、外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前 1 か月間の平均相場の使用も認めないこととすること
- 仮に減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めるか否か
- 仮に認めた場合、減損損失の算定は期末日における時価によることとなるため、両者が整合しないこととなるが、この点についてどう考えるか。

第三者から入手した価格を利用する際の評価

(第 131 回金融商品専門委員会及び第 389 回企業会計基準委員会において提示した分析並びに提案)

現行の日本基準

25. 店頭において取引されている金融資産の市場価格は、業界団体が公表する価格の入手が困難か又はそれが無い場合には、ブローカー⁶の店頭において成立する価格とすることができることとされている。また、自社における合理的な見積りが困難な場合には、対象金融資産について金融商品実務指針における方法⁷に基づき算定された価額をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができることとされている（金融商品実務指針第 50 項及び第 54 項）。

この場合のブローカーは、客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要であり、ブローカーの価格形成においてある一部の投資家の影響を強く受けている可能性やそのブローカーの都合が介在している可能性についても留意する必要があるとされている⁸（金融商品実務指針第 257 項及び第 259 項）。

26. さらに、企業はブローカーである金融機関等から提供された時価を無条件に利用して免責されるわけではなく、金融商品実務指針で定める時価の算定方法等に準拠して入手又は算定された時価の提供を受けることが、それらに基づき金融商品の評価及び会計処理を行うことの前提条件であるとしたうえで、提供を受けた時価が、当該金融機関におけるシステム対応上の限界などから、金融商品実務指針で定める算定方法等に基づく時価と異なるとしても、それが時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠が認められなければ、継続適用を条件として、当該提供を受けた時価を金融商品の評価及び会計処理に利用することができるものと解されるとされている（金融商品 Q & A Q15）

⁶ 金融商品実務指針第 50 項では、ブローカーとは、金融資産の売買を仲介したり、場合によっては自己が買手又は売手となって店頭での売買を成立させる業者で、証券会社や銀行が代表的なものであるとされている。

⁷ 金融商品実務指針第 54 項において、当該方法は、次のとおり示されている。

- (1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法
- (2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法
- (3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法

⁸ なお、ブローカー価格の使用については、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」Q3 においても、経営者の合理的な見積りに基づいて時価を算定する場合の留意事項として、金融商品実務指針第 54 項及び第 259 項を引用するかたちで示されている。

IFRS 第 13 号における取扱いとの相違

27. IFRS 第 13 号では、第三者が提供する相場価格を企業が使用することを妨げないが、当該第三者が提供する相場価格が IFRS 第 13 号に従って形成されていると企業が判断していることが条件であるとされている（IFRS 第 13 号 B45 項）。また、資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合には、第三者が提供する相場価格が秩序ある取引を反映した現在の情報又は市場参加者の仮定を反映した評価技法を用いて形成されているかどうかを評価しなければならないとされている（IFRS 第 13 号 B46 項）。インプットとしての相場価格のウェイト付けを行う際には、相場の性質（例えば、その相場が参考価格なのか拘束力のあるオファー価格なのか）を考慮に入れなければならない、第三者が提供する相場のうち、拘束力のあるオファー価格を表すものはウェイトを高くするとされている（IFRS 第 13 号 B46、B47 項）。

日本基準においても、金融商品実務指針で定める時価の算定方法等に準拠して入手又は算定された時価の提供を受けることが、それらに基づき金融商品の評価及び会計処理を行うことの前提条件であるとされているが、一方で、第 25 項のようにブローカー自身の属性に焦点が当てられる記載や第 26 項のように提供された時価が基準で定める算定方法等に基づく時価と異なっても、時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠がなければ時価として利用できるという取扱いがあるなど、第三者がどのようにその価格を算定したかの検証の程度への要求水準を下げている定めが存在する。

アウトリーチで聞かれた意見

28. 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合における影響等を把握するため財務諸表作成者に対して実施したアウトリーチにおいて、第三者から入手した価格を利用する際の評価に関して聞かれた主な意見は、次のとおりである。
- (1) 現在、ブローカー等の第三者が提供する価格を公正価値として使用している場合であっても、当該時価が IFRS 第 13 号の公正価値の定義を満たしているか検討した結果、当該時価を公正価値として使用できなくなる可能性がある。（銀行、保険）
 - (2) ブローカーが提供する価格の検証については、当該価格の適切性の判断基準の策定、検証手法やプロセスの整備、必要なデータの入手、決算プロセスの変更等に伴う追加負担が生じる可能性がある。また、現行の日本基準でブローカーが提供する価格を使用する金融商品が自社の評価技法による評価が困難なものが中心となる際には、ブローカーが提供する価格が公正価値の定義を満たさない場合の代替評価手法の構築が困難となる可能性がある。（銀行、保険）
 - (3) ブローカーから時価を取得するような店頭取引の債券について、取引量の十分性

の評価が困難となる可能性があると考えられる。(銀行)

これまでの審議で聞かれた意見

29. これまでの審議において、第三者から入手した価格を利用する際の評価に関して聞かれた主な意見は、次のとおりである。
- (1) 第三者から入手した価格の評価は、一般事業会社には過度な負担となる可能性があり、一定の対応が必要である。
 - (2) エンド・ユーザーである一般事業法人がブローカー価格の適正性を検証するよう求めることは困難となる可能性がある。

分析

30. IFRS 第 13 号における第三者から入手した価格の利用に関する記載は、金融危機時におけるブローカー価格等の使用が問題となったこともあり、特に資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合における当該価格の利用についての留意事項に焦点が置かれたものとなっている。

この点を勘案すると、資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下していない場合には、第三者から入手した価格を利用するとしても、当該第三者に相応の信頼性があると判断できるときには、当該価格が IFRS 第 13 号の公正価値と大きく異なるものではないと考えられ、結果として、財務諸表間の比較可能性を大きく損なうものではないと考えられる。

31. また、アウトリーチやこれまでの審議において聞かれた意見のとおり、第三者から入手した価格が IFRS 第 13 号に従って形成されていると企業が判断することは過度な負担が生じる可能性があり、また仮に第三者から入手した価格が IFRS 第 13 号に従って形成されていないとしても、企業によっては代替評価手法の構築が困難となる可能性があると考えられる。
32. 第 30 項及び第 31 項を踏まえ、少なくとも資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下しているとは認められない場合には、現行の日本基準の定めを基礎とした一定の要件を示したうえで、第三者から入手した価格が新基準に従って形成されていると企業が判断することを求めずに、第三者から入手した価格の利用を認めることが考えられる。

この点、新基準における代替的な取扱いとして、例えば、次のすべてを満たす場合には、第三者から入手した価格が新基準に従って形成されていると企業が判断せずに、第三者から入手した価格を用いることができるとすることが考えられる。

- (1) 資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下しているとは認められないこと
 - (2) 自社における合理的な見積りが困難であること
 - (3) 当該第三者は、客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であること
 - (4) 第三者から入手した価格が新基準に従って形成されているかどうかについての判断が困難であるが、第三者から入手した価格が時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠が認められないこと
33. なお、仮に IFRS 第 13 号と整合的な時価に関する開示が求められ、時価のレベル区分ごとの残高開示が求められる場合、第三者から入手した価格を用いるときの開示項目の取扱いが論点となりうる。この点、IFRS 第 13 号と同様に⁹、第三者から入手した価格を用いる際には、詳細なインプットの定量的な情報は把握できない可能性があるものの、金融商品の特性やリスクを踏まえれば、金融商品全体としての時価のレベル区分は判断可能であると考えられるため、第三者から入手した価格を用いるときであっても、時価のレベル区分ごとの残高開示を求めることが考えられる。

提案

34. 新基準における代替的な取扱いとして、第 32 項(1)から(4)の要件をすべて満たす場合には、第三者から入手した価格が新基準に従って形成されているかどうかについて企業が判断することを求めず、企業が第三者から入手した価格を利用できるとする定めを設けることが考えられるかどうか。

(第 131 回金融商品専門委員会及び第 389 回企業会計基準委員会において聞かれた意見)

35. 第 131 回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれている。
- (1) 資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下していると認められる場合に、自社における合理的な見積りが困難な状況となっても、第三者から入手した価格が利用できないこととなる要件が提案されているように考えられ、要件の記載を見直すことが考えられる。

⁹ なお、IFRS 第 13 号においては、第三者から入手した価格を使用する場合でも、公正価値のレベル区分ごとの残高等の開示についての免除規定は設けられていない。ただし、レベル 3 に区分される公正価値測定について、企業が第三者の価格付け情報を修正せずに利用する場合には、公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報を開示する必要はないとされている (IFRS 第 13 号第 93 項(d))。

- (2) 第三者から入手した価格を時価として利用できる余地を残す点に賛成であるが、自社における合理的な見積りが困難であることを要件の 1 つとすると、第三者から入手した価格を利用できる状況も限定されることとなる可能性があり、要件を見直すことが考えられる。
- (3) 現行の日本基準では、第三者から入手した価格の使用に際して、あくまでも使用する企業に立証責任があるという建付けだと理解しており、「第三者から入手した価格が新基準に従って形成されていると企業が判断せずに」とされている点に違和感がある。
- (4) 第三者から入手した価格の利用については、IFRS 第 13 号と異なる別途の取扱いを明示的に定めるのではなく、重要性の適用を含む実務上の運用において対処すればよいと考えられる。

36. 第 389 回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれている。

- (1) 第三者から入手した価格の使用については、現状の提案では、第三者から入手した価格以外に時価の算定方法がない場合に対応方法がなくなる可能性があり、実務においてうまく機能しないと考えられ、現行の日本基準の規定を残す方向性となることが考えられる。
- (2) 第三者から入手した価格の使用については、提案されている要件のうち、自社における合理的な見積りが困難であることについては、企業側が立証することが困難となる可能性があり、代替的な取扱いとして機能するのか不明であるため、追加的な検討が必要である。

(今回の追加的な分析及び提案)

- 37. 第 389 回企業会計基準委員会及び第 131 回金融商品専門委員会の審議における代替的な取扱いの提案に対して、適用が制約的で、実務において機能しないとの意見が多く聞かれたが、一方で、第三者から入手した価格の利用については、IFRS 第 13 号と異なる別途の取扱いを明示的に定めるのではなく、重要性の適用を含む実務上の運用において対処すればよいとの意見も聞かれる。
- 38. これらの意見を踏まえ、事務局で再検討した結果、以下を理由として、原則として、第三者から入手した価格を時価の算定に用いる際に別途の取扱い¹⁰を定めないことが

¹⁰ なお、別途の取扱いの対象となる IFRS 第 13 号における第三者が提供する相場価格を利用する際の規定 (IFRS 第 13 号 B45 項、B46 項及び B47 項) は第 27 項に記載されている。

考えられるかどうか。

- (1) 新基準では、IFRS 第 13 号と同様に、時価のレベル別の残高のほか、評価技法及びインプット（レベル 2、3 のみ）及び評価プロセスの説明（レベル 3 のみ）の開示を行うことを提案している。一定の要件のもとで第三者から入手した価格が新基準に従って形成されていると企業が判断することを求めない別途の取扱いを定めた場合、これらの開示を行うのに必要な情報が十分に入手できず、適切な開示がなされない可能性があると考えられる。
 - (2) 第 35 項(3)の聞かれた意見のとおり、第三者から入手した相場価格を使用する際でも、時価の算定に係る責任は原則として当該価格を使用する企業にあると考えられる。新基準においても、当該価格を使用する際には、その価格が新基準に従って形成されているとの企業の判断が要件とされている。一定の要件のもとで第三者から入手した価格が新基準に従って形成されていると企業が判断することを求めない別途の取扱いを設ける場合、その趣旨に反する可能性があると考えられる。
39. 第 38 項の理由により、一般的にその事業目的として日々市場で取引を行っている金融機関（及び一般事業会社において金融業を営む子会社）については別途の取扱いを定めないことが考えられる。しかしながら、金融業を営まない一般事業会社は事業目的として日常的に市場をモニターしていない可能性が高いと考えられ、別途の取扱いの必要性を検討することが考えられる。
40. 以上から、第三者から入手した価格を時価の算定に用いる際に、金融機関（及び一般事業会社において金融業を営む子会社）に対しては別途の取扱いを定めないが、一般事業会社に対して別途の取扱いの必要性を検討することが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

第三者から入手した価格を利用する際の評価に関して、金融機関（及び一般事業会社において金融業を営む子会社）に対しては別途の取扱いを定めないが、一般事業会社に対して別途の取扱いの必要性を検討することが考えられるかどうか、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上

別紙 金融商品Q & A Q32の抜粋

市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券の減損処理

第91項

Q32：時価のあるその他有価証券について、減損処理に係る評価損計上に当たり、時価として「期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額」を適用することができるでしょうか。

A：その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされていますが、継続適用を条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできるとされています（金融商品会計基準（注7））。

この取扱いは、洗替処理が前提となる評価差額を算定するためのものですが、減損処理に係る評価損を計上する場合にも、この選択・適用が認められます。減損処理においては、原則として、期末日の市場価格に基づく価額又は市場価格のないものについては合理的に算定された価額をもって時価としなければなりません。その他有価証券の貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用している場合であり、かつ、継続適用している場合に限り、当該平均価額によることができるものと解されます。

なお、貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって平均価額を適用している会社が、減損処理を期末日の時価で行った場合に、減損処理を行ったその他有価証券について、当該決算期では、改めて平均価額に基づく時価をもって貸借対照表価額として評価差額を認識すべきではありません。したがって、平均価額に基づく時価の適用は、減損処理を行った翌期末（中間期末を含みます。）から行われることになります。